

大規模盛土造成地の滑動崩落対策についての意見書

我が国においては、東日本大震災以降活発な地震活動が続き、近年においても日向灘や東北地方などで大規模な地震が頻発している。さらに近い将来には南海トラフや首都直下地震等の巨大地震の発生も想定されており、国民の生命と財産を守る防災・減災・国土強靱化のための取組が強力に推進されているところである。

特に、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において多くの滑動崩落等による被害が発生した大規模盛土造成地の安全対策においては、国の支援のもと、地方公共団体による大規模盛土造成地マップの公表や、変動予測調査等の安全性の確認が進められており、地域防災力向上のためにも安全確保対策のさらなる推進が求められている。

しかしながら、地方公共団体が事業主体で実施する現行の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業では、国による支援は補助率2分の1に拡充されたものの、事業費上限があり、土地の形状や大規模盛土造成地の対策規模によっては地方公共団体に大きな財政負担が生じることが想定される。

また、地方公共団体においては、滑動崩落防止事業についての被災前の事前対策への対応経験が乏しい状況にある。

よって、国及び県においては、地方公共団体における大規模盛土造成地の安全対策が確実に実施できるよう、事業費上限額の引上げ等の財政支援を充実させるとともに、土地の形状や盛土の状況に応じた滑動崩落防止対策の実施に向けた技術的な支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年3月24日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
栃木県知事
衆・参両院議長

あて